

陳 情 文 書 表

令 6 陳 情 第 1 1 号		令和 6 年 8 月 2 0 日 受理	
件 名	議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書		
陳 情 者	横浜市旭区四季美台 5 5 - 6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出井 健三郎		
陳 情 の 要 旨			
2 0 2 3 年において、神奈川県各市町村では「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が、南足柄市、綾瀬市、大和市、座間市、伊勢原市、海老名市、厚木市、清川村、寒川町、真鶴町、松田町で採択、または趣旨了承されました。9 月議会で不承になった逗子市、机上配布になった愛川町には、1 2 月議会に「実態調査を求める陳情」を提出し、採択、または了承していただきました。さらに、神奈川県では、2 0 0 3 年 3 月に川崎市が実態調査、昨年以降は南足柄市、大磯町、寒川町、真鶴町、逗子市が調査し、改善へと大きく舵を切りました。 私どもは「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会」として自粛と調査を求めていましたが、秦野市議会においては、2 度とも不採択となり、調査が行われておりません。それでは、議員から職員へのハラスメント防止の具体策には至っていないのが現状かと思われます。 ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないかと思えます。そこで私どもも、会の名称を「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」として改め、ハラスメント問題の解決に取り組むことにしました。 今回の論点としては「①庁舎内で政党機関紙の勧誘行為があるか、ないか」「②勧誘行為の実態が少なからず続いている場合、職員はその勧誘行為をどのように感じているか」という 2 点だと思います。そもそも庁舎内の勧誘営業行為は庁舎管理規則で、許可が必要な行為であるのが一般的であり、無許可の営業行為は見逃さないという厳しい姿勢が必要かと思えます。県民の会の要望書の回答では、政党機関紙などの購読につきましては、許可を要するものには該当しないとの回答があり、許可証の発行はありませんでした。			

庁舎内の勧誘行為に伴う職員の感じ方に関しては、近年、各自治体で先駆けて実態調査が行われており、参考になるかと思います。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）に上っています。また、アンケートで、職員の自由記述欄を設けた自治体もあり、職員の率直な声を、ぜひ確認してください（宇都宮市、霧島市等）。そこには勧誘だけでなく、購読を止められないことが強制と感じている事例もありました。アンケート調査の具体的な実施がなければ、このような職員の声が市や議員に届くことはありませんでした。

厚生労働省が示す職場のパワーハラスメントの定義は「職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。」とあります。議員から職員へのハラスメント問題を扱った読売新聞記事（2024年3月24日付け）では、議員と職員は「事実上の上下関係」と見出しがついています。

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘することは、そこに少なからず心理的圧力が伴っている現状があります。すなわち、庁舎内で購読の勧誘をすることが、職員に適正な業務の範囲を超えて、精神的・身体的負担を与えるパワーハラスメント行為となっているのではないのでしょうか。

貴議会においては、これまで「実態調査を求める陳情」の採択はいただけませんでしたが、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、以下の陳情項目を、ハラスメントから職員を守るという観点で要望いたします。

陳情事項

- 1 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、ハラスメントになる可能性が高いことから、庁舎内においては原則中止を確認すること。
- 2 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象」であることを確認すること。議員も庁舎管理規則の例外ではなく、政党機関紙の勧誘を希望する場合は、市の許可手続を必ず取得すること。
- 3 議員からの申請で、勧誘行為の許可・不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケートなどを通して収集し、判断材料とすること。